

島根県報

平成19年7月10日 (火) 第 1,895 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目次

告示					•
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地	域	福祉	:課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(//)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	4
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農	業	経 営	;課)	4
保安林の指定	(森	林	整備	課)	5
保安林の指定施業要件の変更	(")	6
道路の区域の変更	(道	路	維持	課)	6
道路の供用開始	(")	7
公 告					
特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧(2件)	(環:	境生	活総	务課)	7
平成19年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(高	齢者	首福礼	上課)	9
選管告示					
政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体					10
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体					11
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体					12
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった資金管理団体					13
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体					13
労委告示					
地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の					14
認定					•
収用委告示					
収用の裁決手続の開始の決定					14
雑報					
平成19年度行政書士試験の実施	(総		務	課)	17

41	_
告	不
H	11,

島根県告示第576号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2 第1 号の規定により告示する。

平成19年7月10日

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
ウェルネス薬局出雲駅南店	出雲市駅南町 3 丁目13 - 1	平成19年4月18日
医療法人 すみれ小児科	浜田市熱田町541番地 1	平成19年5月1日
木村歯科医院	益田市三宅町 3 - 28	平成19年 5 月25日
藤原整形外科医院	松江市春日町180 - 6	平成19年6月1日
飯島クリニック	松江市御手船場町568 太田ビル3階	平成19年6月8日

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪問看護ステーション					指定	
名 称 主たる事業所の所在地		名	称	所	在	地	年月日	
出雲医療	生活協同組合	出雲市塩冶町1536 - 1	にし出雲訪ションたん	i問看護ステー ,ぽぽ	出雲市知	1井宮町2	238	平成19年 5月16日

島根県告示第577号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
宮本歯科医院	浜田市新町 1 - 5	平成19年4月14日
東朝日町眼科	松江市東朝日町218 - 1 - 101	平成19年4月30日
すみれ小児科	浜田市熱田町541 - 1	平成19年4月30日
大蘆歯科医院	松江市魚町56	平成19年5月11日
安藤歯科医院	隠岐郡西ノ島町別府21	平成18年10月3日

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪問看護ステーション					廃止	
名 称 主たる事務所の所在地		名	称	所	在	地	年月日	
医療法人员康管理協会	出雲勤労者健	出雲市塩冶町1536 - 1	にし出雲訪!	問看護ステー ぽぽ	出雲市知	1井宮町	238	平成19年 3 月31日

島根県告示第578号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年7月10日

	事 業 者				事	美 所			
名	称	主たる事務所 の所在地	実施する事業	名	称	所	在	地	指 定 年月日
社会福祉法人	こも	益田市横田町710番	認知症対応型	デイサー	ビスこもれ	益田市村	黄田町	710番	平成19年

れび福祉会	地	通所介護	び	地	5月8日
社会福祉法人 こも れび福祉会	益田市横田町710番 地	介護予防認知 症対応型通所 介護	デイサービスこもれ び	益田市横田町710番 地	平成19年 5月8日
社会福祉法人 こも	益田市横田町710番	認知症対応型	グループホームこも	益田市横田町710番	平成19年
れび福祉会	地	共同生活介護	れびの郷	地	5月8日
社会福祉法人 こも れび福祉会	益田市横田町710番 地	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	グループホームこも れびの郷	益田市横田町710番 地	平成19年 5月8日
社会福祉法人 花の	江津市後地町821番	福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所	江津市後地町821番	平成19年
村	地		合歓の郷	地	5月18日
社会福祉法人 花の	江津市後地町821番	介護予防福祉	福祉用具貸与事業所	江津市後地町821番	平成19年
村	地	用具貸与	合歓の郷	地	5月18日
株式会社 海愛	邑智郡川本町大字川	認知症対応型	グループホーム ふ	邑智郡川本町大字川	平成19年
	下1319番地15	共同生活介護	くろうの森	下1319番地15	6月1日
株式会社 海愛	邑智郡川本町大字川 下1319番地15	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	グループホーム ふ くろうの森	邑智郡川本町大字川 下1319番地15	平成19年 6月1日
特定非営利活動法人 すてっぷ	益田市駅前町17番1 号 駅前ビルEAG A 3F	居宅介護支援 事業	すてっぷ居宅介護支 援事業所	益田市駅前町17番1 号 駅前ビルEAG A 3F	平成19年 6月13日
特定非営利活動法人	出雲市里方町116番	居宅介護支援	穂なみ介護支援事業	出雲市里方町116番	平成19年
穂なみネット21	地	事業	所	地	5月29日
社会福祉法人 豊心会	松江市西浜佐陀町	短期入所生活	特別老人ホーム 明	松江市西浜佐陀町	平成19年
	1399 - 34	介護	翔苑	1399 - 34	6月25日

島根県告示第579号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第 4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第 2号の規定により告示する。

平成19年7月10日

事	事業者事業所				
名 称	主たる事務所 の所在地	廃止する事業	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
宮本 英男	浜田市新町 1 - 5	居宅療養管理 指導	宮本歯科医院	浜田市新町1 - 5	平成19年 4月14日
宮本 英男	浜田市新町 1 - 5	介護予防居宅 療養管理指導	宮本歯科医院	浜田市新町1 - 5	平成19年 4月14日
大蘆 義恭	松江市魚町56番地	居宅療養管理 指導	大蘆歯科医院	松江市魚町56番地	平成19年 5月11日
大蘆 義恭	松江市魚町56番地	介護予防居宅 療養管理指導	大蘆歯科医院	松江市魚町56番地	平成19年 5月11日
恭栄開発株式会社	邑智郡川本町大字川 下1319番地15	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム ふ くろうの森	邑智郡川本町大字川 下1319番地15	平成19年 5 月31日

恭栄開列	発株式会社	邑智郡川本町大字川 下1319番地15	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	グループホーム ふ くろうの森	邑智郡川本町大字川 下1319番地15	平成19年 5 月31日
安藤・	暢夫	隠岐郡西ノ島町別府 21	居宅療養管理 指導	安藤歯科医院	隠岐郡西ノ島町別府 21	平成18年 10月3日
安藤・	暢夫	隠岐郡西ノ島町別府 21	介護予防居宅 療養管理指導	安藤歯科医院	隠岐郡西ノ島町別府 21	平成18年 10月3日

島根県告示第580号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第 4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第 2号の規定により告示する。

平成19年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事	養 者			亦西				
名 称	主たる事務所の	実施する事業	名 称	所 右	王 地	変 更 年月日		
中 柳	所在地		口 柳	変 更 前	変 更 後	.,,,,,		
		福祉用具貸与						
		介護予防福祉 用具貸与					松江主西法主町 松江主西法主町 亚成10年	
有限会社21福祉	松江市西法吉町 36番28号	特定福祉用具 販売	有限会社21福祉	松江市西法吉町 34番25号	松江市西法吉町 36番28号	平成19年 3月22日		
		特定介護予防 福祉用具販売						

島根県告示第581号

農業近代化資金の利子補給率(平成11年島根県告示第913号)の一部を次のように改正し、平成19年 6 月20日から適用する。

平成19年6月20日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和37年島根県規則第1号)第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年7月10日

表中

島根県知事 溝 口 善兵衛

を

г			
	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
		年1.25パーセント	年0.4パーセント
	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
	年1.25パーセント		

に改める。

ただし、別に定める基準に適合するものにあっては、年 1.025パーセント以内

-		
年1.25パーセント ただし、別に定める基準に適 合するものにあっては、年 1.25パーセント以内	年1.25パーセント	年0.45パーセント
	年1.25パーセント	年0.45パーセント
年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.45パーセント
年1.25パーセント ただし、知事が特に必要と認 めるものにあっては、年1.25 パーセント以内		

島根県告示第582号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町田野原610 - 2、610 - 3、629 - 1、630 - 4、753 - 1、753 - 2、755 - 3、758、761 - 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、択伐による。

弥栄町田野原629 - 1、630 - 4、753 - 1、753 - 2、755 - 3

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第583号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

平成元年1月10日農林水産省告示第21号(二に係るものに限る。)、平成元年3月8日農林水産省告示第301号(二に係るものに限る。)、平成元年7月31日農林水産省告示第967号(一に係るものに限る。)、平成2年2月23日農林水産省告示第251号(三に係るものに限る。)、平成2年8月3日農林水産省告示第1022号(一に係るものに限る。)、平成2年12月11日農林水産省告示第1565号(三に係るものに限る。)、平成3年5月17日農林水産省告示第649号(二に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第584号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年7月10日

				道	路	の	X t		管轄する地	
種	络の 類	路線名	区間			変更前 後の別	敷地の幅員	延長	方機関の名称	備考
県	道	海潮宍道線	松江市宍			前	メートル 4.00~ 14.00	170.00		道路改良工事
朱	坦	冯州 六旦脉	3433番1地			後	8.20 ~ 43.00	170.00		拡幅
	<i>II</i>	十 相自幼	松江市八東			前	11.00 ~ 25.00	127.00		道路改良工事
,	n	大根島線	番 1 地先から同307番 1 地先まで		後	11.00 ~ 50.00	127.00		拡幅	
	<i>II</i>		松江市大邦 地先から			前 A	4.00 ~ 14.90	5,074.00	一松江県土整 備事務所	左記のA及びB は関係図面に表

"	本庄福富松 江線	475番1地先まで	А	4.00 ~ 14.90	5,074.00		示する敷地の区 分をいう。
		松江市西尾町1491番 4 地先から同町475番 1 地先まで	後 B	10.00 ~ 56.00	1,143.00		道路改良工事 ダブルウェイ
"	"	松江市西尾町475番1 地先から同町24番8地	前	7.50 ~ 16.50	320.00		道路改良工事
		先まで	後	14.00 ~ 21.60	320.00		拡幅
"	三隅美都線	浜田市三隅町河内595 番6地先から同1571番	前	12.50 ~ 26.20	95.00	浜田県土整	農道取付
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	二阵天印脉	10地先まで	後	13.30 ~ 31.00	95.00	備事務所	拡幅
			A 前	16.40 ~ 31.50	80.00	光四周上載	左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区
"	応日市錦線鹿足郡吉賀町六日市494番1地先から同495番1地先まで		В	7.70 ~ 9.50	80.00	益田県土整 備事務所 津和野土木 事業所	分をいう。 ダブルウェイ解 消
		7.55.1		16.40 ~ 31.50	80.00	チボバ	土地所有者への 返還 仮設道撤去

島根県告示第585号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の名 称	備考	
県 道	海潮宍道線	松江市宍道町上来待2859番 1 地先から同 3433番 3 地先まで	メートル 170.00	平成19年 7月10日			
"	本庄福富松 江線	松江市大海崎町491番1地先から同町468 番1地先まで	195.00	平成19年 7月10日	松江県土整備事務所		
"	"	松江市大海崎町3番4地先から同市大井 町722番1地先まで	369.00	平成19年 7月10日			
"	三隅美都線	浜田市三隅町河内595番 6 地先から同 1571番10地先まで	95.00	平成19年 7月10日	浜田県土整 備事務所		

	生
A	

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 国際交流フラワー21

3 代表者の氏名

■木広幸

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市西新町二丁目2456番地 4

5 定款に記載された目的

この法人は、花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

出雲地区県政情報コーナー(出雲合同庁舎2階)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あいの会

3 代表者の氏名

野上怜子

4 主たる事務所の所在地

島根県浜田市三隅町三隅370番地3

5 定款に記載された目的

本会は、「困った時にお互いを助け合い、安心して暮らせる、豊かで住みやすい町」の実現を目指し、地域で暮らす 高齢者や障害者、子供たちに対して在宅介護や子育て支援、福祉相談等に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に 寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

浜田地区県政情報コーナー(浜田合同庁舎1階)

平成19年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成19年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 試験の日時
- (1) 試験日 平成19年10月28日(日)
- (2) 試験開始時刻 午前10時
- 2 試験会場

試験地	試 験 会 場(所在地)					
松江市	県立松江商業高等学校(松江市浜乃木8-1-1)					
浜田市	県立浜田高等学校(浜田市黒川町3749)					

3 受験資格

受験日において介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第113条の2に規定する業務従事期間要件を満たす者であること。

- 4 試験の内容等
 - (1) 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- ア 介護保険制度に関する基礎的知識
- イ 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能
- ウ 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能
- エ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能
- (2) 試験問題の解答の免除

次の表の左欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ同表の右欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法 定 資 格	解答免除
ア 医師、歯科医師	保健医療サービスの知識(基礎・総合)
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、	保健医療サービスの知識(基礎)
柔道整復師	
ウ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識

なお、アからウまでの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

- 5 受験申込みに必要な書類等
- (1) 平成19年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成19年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票

(3) 実務経験(見込)証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成19年11月2日(金)までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

- (4) 受験資格に応じて提出する書類
 - ア 国家資格等の免許等の写し
 - イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類 (大学の成績証明書等)
 - ウ 訪問介護員養成研修 2 級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類 (研修の修了証書の写し 等)
 - エ その他受験資格を確認するために必要な書類
- 6 受験手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄にはり付けること(収入証紙には消印をしないこと。)。

- 7 受験申込受付期間及び提出先
- (1) 受付期間
 - ア 平成19年7月30日(月)から平成19年8月17日(金)まで
 - イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留にて郵送すること。

(8月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(2) 受験申込書の送付先

〒690 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

8 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、7月2日(月)から島根県健康福祉部高齢者福祉課、東部福祉事務所、西部福祉事務 所及び松江保健所、出雲保健所、県央保健所、益田保健所、隠岐保健所並びに各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健康福祉部高齢者福祉課あてに 240円切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を 記入したもの)を同封し請求すること。

10 合格者の発表

受験者全員に郵送により合否を通知する。

- 11 その他
 - (1) 交通手段

試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

(2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

(3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課(電話0852 - 22 - 6520)にすること。

選挙管理委員会告示

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成19年7月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名	称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県栄養士連盟支部		清水 つゆ	倉橋 恵里	松江市春日町615
国民新党参議院	所党参議院島根県第一支部 亀井亜紀子		石倉千恵美	松江市学園南1 - 9 - 19 - 102

2 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
日本薬業政治連盟島根県支部	原田 伸男	原田 伸男	松江市矢田町218 - 2
久保正典後援会	堀 喜代司	籾田 辰夫	益田市匹見町匹見イ4 - 2
松井としひこ後援会	松井東司彦	松浦 隆之	大田市仁摩町馬路1545 - 21
山崎一美後援会	大谷 文男	前田 昌三	益田市匹見町落合亦65 株式会社匹見興 産内
井藤章雄後援会	青木 敬人	佐堂 博	益田市横田町1383
亀井亜紀子後援会	三角 邦男	石倉千恵美	松江市学園南1 - 9 - 19
かわしま弘明後援会	永島 秀明	高倉 弘典	八束郡東出雲町大字出雲郷638
島根県佐藤まさひさを支える会	杉谷 雅祥	川下 寛美	出雲市小山町338 - 8

島根県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成19年7月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	田新市石	異動	内容
白	異動事項	新	旧
自由民主党島根県農林水産業振興会議支部	会計責任者	多久和 宏	黒谷 幹雄
自由民主党温泉津支部	主たる事務 所の所在地	大田市温泉津町小浜イ42 - 1	大田市温泉津町小浜イ18 - 2
日田氏土兄温永洋又印	代 表 者	小川 良知	寺脇 茂
	会計責任者	小林 太	安田 秀孝
自由民主党島根県たばこ販売	代 表 者	藤田 利作	景山 一彦
支部	会計責任者	村上 裕美	景山 一彦
自由民主党松江支部	主たる事務 所の所在地	松江市堂形町881	松江市内中原町140 - 2

国民新党参議院島根県第一支 部	会計責任者	羽根	秀幸	石倉千恵美
-----------------	-------	----	----	-------

2 その他の政治団体

名 称	田利市石	異動	内容
1	異動事項	新	IB
こむろ寿明を支持する会	主たる事務 所の所在地	松江市大正町446 - 23	松江市母衣町76
松葉昌修後援会	主たる事務 所の所在地	大田市三瓶町小屋原267	大田市三瓶町池田1893 - 3
TKC細田博之政経研究会	代 表 者	安達 幸男	稲田 一豊
大畑茂三郎後援会	代 表 者	大畑 軍人	吉村 直喜
人加 及二即投援云	会計責任者	吉村 直喜	大畑 仁喜
日本薬業政治連盟島根県支部	代 表 者	原田 伸男	山尾 秀治
口华采耒以归建盈局低乐义即	会計責任者	原田 伸男	土井 郁夫
組織内議員等後援会	代 表 者	岩田 真二	安部山康夫
組織的磁具守接接去	会計責任者	大櫃 康之	山本 昭二
長廻利行後援会	会計責任者	松村 憲吾	山本 保男
斎藤菊市後援会	会計責任者	金■ 有一	榎本 佳成
亀山和巳後援会	主たる事務 所の所在地	邑智郡邑南町市木46	邑智郡邑南町市木 2049 - 1
藤間恵一後援会	主たる事務 所の所在地	江津市都野津町 2277 - 13	江津市江津町1520 - 68
島根県森元つねお後援会	会計責任者	福間泰正	松原 成克
日本行政書士政治連盟島根県	主たる事務 所の所在地	松江市末次町45 - 4	出雲市枝大津町4-1
支部	代 表 者	堀内 裕造	福田 節夫
	会計責任者	吉田寿美恵	堀内 裕造
亀井亜紀子後援会	会計責任者	羽根 秀幸	石倉千恵美
出雲前進会	名 称	出雲前進会	創雲会
西尾理弘後援会	代 表 者	田邊 達也	竹田 重一
一歩の会	主たる事務 所の所在地	簸川郡斐川町大字出西2833	簸川郡斐川町大字求院1389
島根県社会保険労務士政治連 盟	主たる事務 所の所在地	松江市母衣町55 - 4	松江市東朝日町68 - 1

島根県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成19年7月10日

1 政党

名	称	解散年月日
自由民主党島根県益田市・美濃郡第一支部 平成19年3月31日		
自由民主党島根県江津市第一支部 平成19年6月14		平成19年6月14日

2 その他の政治団体

名	称	解散年月日
月森喜一郎後援会		平成18年12月21日
加納克己後援会		平成19年 3 月19日
日本薬業政治連盟島根県支部		平成17年12月31日
しらかわ寿憲後援会		平成18年12月31日
岩田養治後援会		平成18年12月31日
新生会		平成18年12月31日
斐川政策研究会		平成18年10月15日
服部すなお後援会		平成19年 3 月27日
邑亀会		平成18年12月31日
後山宏昌後援会		平成19年 3 月31日
中島けいじ後援会		平成19年3月31日
野津浩美後援会		平成19年 5 月24日
荒木かつみ後援会		平成19年 5 月31日

島根県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のと おりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成19年7月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の	答今等理団体の夕む	異動事項	異動	内 容
氏名		共劉爭以	新	IΒ
西尾 理弘	出雲前進会	名 称	出雲前進会	創雲会
池田 一	一歩の会	主たる事務 所の所在地	簸川郡斐川町大字出西2833	簸川郡斐川町大字求院1389

島根県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成19年7月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者 氏名	の公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
亀山 和巳	町議会議員	邑亀会	邑智郡邑南町市木46	亀山 和巳
野津 浩美	県議会議員	野津浩美後援会	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四 11の3	野津 浩美

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の 職員が結成し又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する 者の範囲を、平成19年6月28日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による職員の範囲の認定 (平成18年島根県労働委員会告示第 2 号)は、廃止する。

平成19年7月10日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

島根県企業局の職員が結成し、又は加入する島根県企業局職員労働組合については、当該企業局の職員のうち、次の表 に掲げる者

勤務箇所	役 職 名
本局	局長 次長 総務課長 総務課調整監 経営課長 経営課調整監 施設課長 施設課調整監 施設課調整監 総務課総務予算グループリーダー
東部事務所	所長 管理部長
西部事務所	所長 管理部長

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、同条の規定により告示する。

平成19年7月10日

島根県収用委員会会長 大 賀 良 一

- 1 起業者及び代理人の所在地及び名称
 - (1) 起業者

大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社

上記代表者

代表取締役社長 奥田楯彦

(2) 上記代理人

広島県広島市中区鉄砲町7番18号 西日本高速道路株式会社

中国支社 支社長 有水恭一

(3) 上記復代理人

島根県松江市殿町1番地

島根県

上記代表者

島根県知事 溝口善兵衛

2 事業の種類

高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線新設工事(斐川インターチェンジから出雲インターチェンジ(仮称)まで)

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 別表のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所 別表のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別表のとおり
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年6月29日

					年		
係人	権利の	種類				1	
土地に関して権利を有する関係人	H.	Į,					
して権利を	ŧ	Ħ				'	
土地に関		П				1	
	F	<u> </u>		0 4 60			
所 有 者		H.	島根県松江市上乃木 五丁目 1 番 8 号	京都府宇治市宇治妙 楽55番地セントレジ デンス宇治橋通716 号	東京都大田区西嶺町 33番 5 号	(住民票記載の住所) 沖縄県糸満市字潮平 309番地 (居所) 埼玉県所沢市東所沢 三丁目21番8号セ ザール 第二東所沢	島根県出雲市大津町1001番井
十		<u>п</u>	佐藤節子	板倉宏次	折橋暁子	新城干城	板倉吉彦
	収用しようと	9 る上地の回 積 (m²)				79.34	
计	(m³)	実測				79.34	
定した	地積	公簿				59	
お を 決	ш	現況				染色布重过也	
の開な	型	公簿				Ħ	
決手続の		# 11	768 海				
栽		TI TI				島根県出雲市船津町字丁賀地内字丁賀地内	

雑報報

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により島根県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)第8に基づき、次のとおり公示する。

平成19年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池 ノ内 祐 司

1 試験期日

平成19年11月11日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験場所

島根県職員会館 松江市内中原町52

- 3 試験の科目及び方法
- (1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し 必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟
	法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそ
	れぞれ出題し、法令については、平成19年4月1日現在施行されている法令に関して出
	題する。
行政書士の業務に関連	
する一般知識等	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解
(出題数 14題)	

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行う。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般 知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

- (1) 郵送による受験申込
 - ア 受付期間 平成19年8月6日(月)から9月7日(金)まで
 - イ 受付場所
 - (財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること(あて先は印刷済み。)。9月7日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所については、オを参照すること。)

工 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

- オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
 - (ア) 郵送配布

配布期間 平成19年8月6日(月)から8月31日(金)まで

郵送を希望する場合は、表に「行政書士試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号:A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封の上、下記あて先まで郵便で請求すること(8月31日必着のこと。)。

名称 (財)行政書士試験研究センター

住所 〒100 - 8879 東京中央郵便局留

(注)郵送による場合は、郵送に要する日数(1週間程度)に注意すること。

- (イ) 窓口配布
 - a 配布期間 平成19年8月6日(月)から9月7日(金)まで ただし、日曜日及び土曜日を除く。
 - b 配布場所
 - (a) 島根県総務部総務課、島根県庁1階受付、島根県庁県民室、島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁県 民局、各県民センター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

- (b) 島根県行政書士会(松江市殿町2) 配布時間 午前9時から午後5時まで
- (2) インターネットによる受験申込
 - ア 受験申込画面への入力

(財)行政書士試験研究センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項をもれなく入力すること。

- イ 受験手数料の払込
 - (ア) 受験手数料 (7,000円) の払込みはクレジットカード (申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなる。
 - (イ) 利用できるクレジットカード
 - a VISA
 - b Master
 - c UC
 - (ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。
- ウ 受付時間

平成19年8月6日(月)午前9時から9月4日(火)午後5時まで

この出願システムは、 9 月 4 日 (火) 午後 5 時で終了する。接続中 (入力中) であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日(9月4日)は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

(3) 問合せ先

(財)行政書士試験研究センター

電話番号 03 - 5251 - 5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験申込みに先立って 必ず問合せ先へ相談すること。

- 6 合格発表の日時及び方法
- (1) 日時

平成20年1月28日(月)午前9時

(2) 方法

(財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員

に合否通知書を郵送する。

また、(財)行政書士試験研究センターのホームページ (http://gyosei-shiken.or.jp) に合格者の受験番号を登載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報及び県庁前掲示板にも合格者の受験番号を公示する。